

令和5年

駒ヶ根市教育委員会 第6回定例会

会 議 録

駒ヶ根市教育委員会

令和5年駒ヶ根市教育委員会 第6回定例会議事日程

告示年月日 令和5年5月22日(月曜日)

開催年月日 令和5年5月30日(火曜日)

開催場所 駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

開会時刻 午後1時59分

閉会時刻 午後3時15分

- 1 開会
- 2 教育長報告
- 3 事業報告及び事業計画
 - ・次回定例会教育委員会 6月28日(水) 14時~本庁舎2階 大会議室
- 4 審議案件
 - 議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について
 - 議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について
 - 議案第3号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について
 - 議案第4号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 議案第5号 補正予算について
- 5 協議事項
 - なし
- 6 報告事項
 - (1) 行事共催号承認申請の専決処分について
- 7 その他
 - (1) 子育てサポーター養成講座について
 - (2) 主幹指導主事学校訪問について
- 8 閉会

出席者

教 育 長	本 多 俊 夫
教育長職務代理者	福 澤 惣 一
委 員	唐 澤 浩
委 員	木 下 健 一
委 員	山 田 恵 美

欠席者

なし

委員以外で会議に出席した者

教育次長	北 澤 英 二
子ども課長	赤 羽 知 道
社会教育課長	宮 下 る み
学校教育係長	水 野 毅
教育総務係長	倉 田 さおり
教育総務係	竹 田 正 樹

傍聴：1人（うち報道機関1人：長野日報社）

会議のてんまつ

議事日程記載のとおり

午後1時59分 開会

1 開会

○本多教育長 改めまして、こんにちは。(一同「こんにちは」

時間になりましたので、ただいまから令和5年駒ヶ根市教育委員会第6回定例会を始めたいと思います。

よろしく申し上げます。

2 教育長報告

○本多教育長 つづりを御覧ください。

夏の季語ですが、「田水張る」という季語があるそうです。田に水を張って、いよいよ田植の準備というようなことです。そこに逆さの駒ヶ岳や仙丈が映って、とてもいい季節であります。

ですが、今日あたりの新聞を見たり、ちょっと南のほうへ行ってみたりしますと、麦の刈取りの時期ということで「麦秋」という季語が今度はぴったりかなということ。これも夏の季語です。「麦秋」と書いて「ばくしゅう」ですけれども、もういつでもビールのもとが刈れるよう準備ができております。

「明からみて 一方暗し 梅雨の空」

まさに小動物や生き物も植物も本当に恵みの雨の季節で、例年より1週間からそこら早いようですけれども、いよいよ梅雨入りかなという感じです。

緑の季節で、本当に目に優しい、本当にいい季節になりました。

「先達の教え1」のところに書いておきましたけれども、私たちの姿が鏡に映るのは正面だけであって、後ろ姿は合わせ鏡がなきゃ見えないわけで、子どもも全くそうだよというようなことを書かせていただきました。また一度お読みいただければと思います。

ちょっと本を読んでおりましたら玉川学園創始者の小原國芳さんが記事を書かれておりました。

1つ目の丸のところに「全人教育」というのがあります。長野県の信州教育は全人教育です。まさに小原さんと同じようなことです。

そこから2行後には、「言うなれば頭がよだけでなく、心が優しく、美的感性や信仰心を持ち、身体も丈夫で、日々の糧を得ることができる「全き人」を育む全人的教育が必要だ。」ということを当時からうたっております。

小原さんという人は「物事を子供の教育のためになるか、ならないかでしか判断していない、陰のない人物」であるということです。

私も時々この話をしますけれども、本当にそれをすることが子どものためになるかという価値判断、まさに同じようなことを言っておられます。

参考になるかなということ、また信州教育というのは全人教育なので、改めてそんな先人にも学びたいなあというふうに思いました。

もう一人の先人は、私もハガキ道というのがあるのだなということを知りましたけれども、坂田道信さんという方は、とにかくはがきを年間に何万通も出すというような人です。

その人が「その人の実力は、友達の数である。」というふうに言われています。

素朴な人で、私には学歴がないとか、いろいろ言っておる方なのですが「頭、悪くてもいいんです。頭のいい人を友達にすればいい。お金、なくていいんです。お金持ちを友達にすればいい。国語ができない人は、国語ができる人を友達にすればいい。」と、まさにそのとおりだなと、自分を卑下することなく、いいところを持っている友達さえいれば自分も肥えていけるんじゃないかなと思います。

3つ目の丸のところを書いてあるように「生きるというのは、つながるということ。」だと、まさにそのとおりかなというふうに思います。

次のページへ行っていただきまして、広島大学がペスタロッチー教育賞というのを毎年出しておるわけです。教育関係者はペスタロッチーというのを大概是知っておるわけですが、大学を挙げて業績を評価し、ペスタロッチー教育賞というのを輝いている人に渡すということです。

四角で2つにくくった下の段の「参考」というところに第30回のときに受賞した歌手のMISSIAさんのことを載せておきました。

小さい字で申し訳ありませんが、次のページのところに受賞の理由等々を載せてありますので、また時間のあるときに見ていただければと思います。

彼女が言っていた言葉のゴシック体の字のところですが、アフリカ等のサポートを、もう20年以上、30年近くやっているようです。「今年で15年になる。」とありますけれども、もっと前からやっていたようです。「彼らのがんばりを知るほどにやっぱり教育は未来を変えるものだった、希望だったと実感している」とあります。毎年コツコツコツコツとやっている人の実感かなというふうに思います。やはり教育は未来を変えると。

給料が上がらないような、こういう苦しい時代。けれども物価だけは上がるというようなところであっても、どんなに苦しいときでも文教予算はきちっと配置して子どものためにというような自治体でなければならないということを私は若い頃から聞かされてきました、そういうところの仕事に就いていたからかもしれませんけれども。

改めて、こういう方たちが教育は未来を変えるものだということで、やっぱり夢を子どもたちに託すということは大事なことかなと思います。また、それをしっかりと見定めて子どものためにということをやっつけていかなきゃいけないなというふうに思います。決して年寄りをないがしろにするということではありません、いずれは誰でも年寄りになるわけですから。

最後でございますが、「ちょっと立ち止まって」の「内から育つ」姿を求めて」のところでは、「先達の教え1」の小原さんのところにもありましたけれども、この中にも「どんな子供でも、自分が手間を掛けて開拓した場所や学校に愛着を持つ。所詮与えられたものでは何も感じない。」とあります。

今日もあることでちょっと仕事に対して受け身が多くはないかということをお話にした部分がありますけれども、「しかし、」の後にも「聞いた通りをこなすだけで、自らつかみ取ろうとする姿勢がなければ米作りも何でも身には付かない。」ということを書かせていただきました。

こんな時代だからこそ内から育つということに本当に光を当てないと、年を取れば取るほど人のせいにしたり面倒くさくなったりするので、今からでも遅くはない、大人も含めて本当に内から育たないと子どもの手本にはならないなという思いを深くしたところでもあります。

今日も議題がたくさんありであります。お世話になります。よろしく願いいたします。

3 事業報告及び事業計画

○本多教育長 それでは、3番の事業報告及び事業計画をお願いいたします。

〔北澤教育次長 事業報告及び事業計画資料により説明〕

○本多教育長 次回の定例会は6月28日午後2時からということで、今訂正がありましたが、本庁舎の大会議室でお願いしたいと思います。

事業報告及び事業計画はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 よろしく申し上げます。

4 審議案件

議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について

○本多教育長 それでは審議のほうに入りたいと思います。

議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について、お願いします。

○赤羽子ども課長 それでは6ページを御覧ください。

駒ヶ根市子ども・子育て会議の委員の任命でございます。

市の附属機関に関する条例第2条の規定に基づいて委員を任命するものでありまして、今回は、太字のゴシック体で書いてある方々が役職等の変更によって替わるところで、関係課及び事務局員は人事異動に伴う変更ということでもありますので、お願いします。

任期は本年4月1日から令和7年3月31日までということでもあります。

以上です。

○本多教育長 子ども・子育て会議の委員の任命につきまして質問、御意見がありましたらお願いいたします。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 よろしいですかね。

ありがとうございます。

それでは、特に御質問等ないということで、お認めいただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ありがとうございます。

議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について

○本多教育長 続きまして議案第2号であります。駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について、お願いします。

○宮下社会教育課長 お願いいたします。

8ページを御覧ください。

駒ヶ根市図書館協議会委員の任命についてでございます。

図書館法第14条及び駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定により駒ヶ根市図書館協議会委員に任命するというもので、任期2年間の今年と来年の任命に関するものでございます。

委員の方は10人おりまして、丸印のない3人の方が新規の方でございます。それぞれの推薦

団体からの推薦の関係、役職等の関係で変更になった方が3人いらっしゃいます。全体で10名の委員の方になります。

任命年月日は令和5年4月1日、任期につきましては令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間の任命をお願いするものでございます。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○本多教育長 図書館協議会の任命でございますが、7名が継続で3名が新規ということで、合計で10名でございますが、質問、御意見等ありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それではお認めいただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ありがとうございます。

議案第3号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

○本多教育長 続きまして議案第3号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整についてです。

9ページをお開きください。

県のほうから出されました「県教委及び市町村教育委員会相互の任命及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて（依頼）」ということでございます。

10ページをお開きください。

ちょっと時間をいただきまして、かいつまんで大事な部分を読み上げたいと思います。

「了解事項」に続きます「覚書」ということで説明をさせていただきたいと思います。

了解事項は5点ございまして、初めに「1 教職員の任免その他の進退について」ということ、半分より下に「2 令和6年度教職員人事異動の基本方針について」とあり、この2つの取扱いについて右側の11ページにあります覚書について適正に行うということです。

4つ目が人事の仕組み、5つ目が人事異動方針の見直しということで、了解事項ということに来ております。

それで、「1 教職員の任免その他の進退について」ということで、まず(1)は校長の任免、進退でございます。これは、市町村の実情を勘案して、全県的立場に立って、県教委と市教委が十分連絡の上に内申案を得て速やかに処理するということが書かれております。

飛ばしまして、(3)番の教頭の任免も同じようなことが書かれております。

(4)番目の教職員につきましては校長の意見を尊重するということがそこに書かれております。

(5)番目は普通教員の新規採用のことについて書いてございます。県の教育長が採用候補者として推薦する者を内申するということになっております。

(2)番は副校長ということですので割愛しましたけれども、(1)から(5)までを御承知いただければと思います。

「2 令和6年度教職員人事異動の基本方針について」ということでございますが、県教委は

市教委の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力の下に実現しろよということが述べられております。

3番につきましては後で説明申し上げます。

「4 人事の仕組みの検討について」につきましては、「市町村の人事異動権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討する」と、仕組み等についてそういう検討の必要があったときにはそうしていくということでありませう。

また「5 人事異動方針の見直しについて」も必要において見直しを行うということでございます。

先ほどの3番の1及び2の取扱いについての覚書ということで、右ページをちょっと細かに見ていきたいと思っております。

大きくは2つであります。1つ目が「教職員の人事について」で、下のほうに「連絡の方法について」ということで覚書が書かれております。

教職員の人事につきましてですが、1番は、もうマル秘ということで、秘密厳守ということでございます。

「(1) 校長について」でございますが、アは県教委が異動原案を作成するという、イは市教委が異動原案により成案を得て、それで内申書を提出するということなんです。

(2) は飛ばしまして、「(3) 教頭について」は、アは県教育委員会が校長の意見を尊重して原案を作成すると、イは市町村教育委員会は原案により成案を得て速やかに内申書を提出するのだということなんです。

(4) は一般教員についてですが、アは校長に立案をさせるということでございます。

イは、それについては、市町村教委は県教委と十分に連携を図るものとするということなんです。

ウとしましては、校長の立案を踏まえて内申書を作成し県教委に提出するというふうに書かれております。

あと、長期在職者の異動についてということでエに挙げられておりますが、基本は8年ということをおっしゃっておりますけれども、校長の意見を尊重し市教委、県教委で十分に協議して適切に対応するということでございます。いろんな理由で8年以上の在職者がおりますけれども、それも今言ったような理由でございます。

「(5) 新規採用について」につきましては、県教委が選考した適任者を市教委は内申するということでございます。

「2 連絡の方法について」につきましては、指導主事の仕事等がそこに書かれております。

アは学校訪問をして状況をつかめよと、イは郡市の連絡協議会——私と代理さんが出ている会のところに顔を出してしっかりと状況を伝えろよということなんです。

次のページの12ページへ行っていただきまして、「(2) 特に連絡をする機会」ということでございますが、これは、10月から2月の間は特に指導主事が事務職を含めて個々面接を8日ほど行います。

ただ、2行目に、それに出席するのは原則として教育長とすると書かれておりますが、駒ヶ根市は代理さんにも一緒に出させていただいております。それぞれの市町村でそんなようにしておりますが、こうしなきゃいけないと言ったら私一人で頑張るということでございます。

すみません。先ほど2つと言いましたが、3番と4番がございました。裏側をしっかりと見なく

てすみません。

3番は来年度の人事の異動についての異動原案の作成は2月中旬を目途しているということ、4番目は来年度の人事の最終決定は3月中旬ということになってございます。また間際になりましたら県のほうから日程等の指示をされますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上が了解事項とそれに関する覚書でございます。

御質問、御意見等をよろしくお願ひします。

○木下委員 ちょっとこれに特化したことではないのですけれども、初任者の採用は、前は地元から離れて遠いところへ行つて、それから勉強しながらだんだん地元へ帰つてこいよというようなお話だったと思うのですけれども、今はその限りではないのでしょうか。

○本多教育長 4年前ですか、ブロック採用というのが採用されるようになってからは、基本はそういうふうになるといいねということなのですが、スタートが違ひまして、出身のブロックをまず経験して—どうということかという、私もそうですが、昔は遠くから、長野からだんだんこっちへ戻つてきましたけれども、え、そんな教員がおるのかい、全然知らんわいつて言われるというような声が至るところで聞かれまして、地元のブロックの出身者であったらこっちで1期をやって顔を覚えていただいてから他郡へ遠征に行くなりして、それでしかるべく働いたらまた戻つてくると、そういうふうに変つたということでもあります。

○木下委員 では、この春採用になつた人は上伊那の人は上伊那に配属ということですか。

○本多教育長 そうですね。

ただし、長野県は全県1区ですので、そういうブロックで分けていても、南信ブロックはどうしても絶対数が足りないというようなこともありまして、例えば南信ブロックへ—諏訪なんかは充足数というのが6割なのですよね。だから、全県にいる諏訪出身の教員を全部集めても6割にしかならないと、だから4割は他郡から応援をいただくというようなところもあります。

基本はそうなのですが、逆に言うと、長野のほうはむしろ教員が多いので、長野で最初を過ごしたいのだけれども、あぶれちゃうぐらいの人数なので、最初に例えばこちらのほうのブロックを経験して、次は戻すからなとか、そういうような取決めがあります。

先ほど言つたように南信ブロックは本当に少ないものですから、南信は1つ学校を経験してももう一つ南信の中をやってから異動だよというようなふうになっています。

よしあしでいろいろ御意見が出ていますけれども、大分いいのではないかというような感じで、毎年毎年少しずつ改革がされてきております。

それで、細かいことを言いますと、今、中沢小では塩尻の総合研修センターで1年の出張希望で研修を積んでいる先生がおります。そういう県の職員の代わりに正規職員は充てられないので、講師を充てなきゃいけないということになっています。

その講師の方が今ちょっとお休みしております。ちょっと病んでお休みしておりますが、そこにちょっと休んでいるから県で充ててくれよということはできなのです。

「そこは固いことを言わないで、お金の出どころは違ふようだけれども考えて」と、駒ヶ根だけではなくていろんなことでそれを求めています。

この近隣の町村だってそれで困つて困つて去年から言い続けておるのですが、高校やなんかは、もうそれは認められているようなのですが、ちょっとどうも、何度言つてもお金の出どころがと言われるだけです。

今、市教委のほうでも人材を確保しようとしています。ちょっと脈もあるというようなことを校長からも聞いておりますけれども、そういうことがたまに起こりますと大変です。講師として充てられた人が休んでしまうと県からは充てられないので、あとは市教委で何とかするか内々で我慢するしかないなというようなところがあります。

そんなような不具合はもうどんどん直していけよということで言い続けているのですが、なかなか県は変わりません。

ちょっとそんなことだけ御承知おきいただければと思います。

ちょっと細かいことに入っちゃいましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 基本的には昨年度と変わっておりませんが、代理さんにもしっかりと状況を見ていただいております。

例年やっていることだからと甘んずることなく、また今年も臨みたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは御理解いただいたということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ありがとうございます。

議案第4号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○本多教育長 続きまして議案第4号であります。駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、お願ひします。

○宮下社会教育課長 お願ひいたします。

14ページを御覧ください。

スポーツ基本法第31条並びに駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定により駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱をお願いするものでございます。

審議会委員は全部で8名いらっしゃいまして、上のスポーツ協会や推進委員会、スポーツ少年団については、それぞれの団体からの推薦により挙がってきた皆さんでございます。それぞれ会長や委員等が替わっておりまして、上の5人の皆さんがそれぞれの役職によって今回選出された方たちでございます。下3名については前回までと同じ方でございます。

委嘱年月日は令和5年4月1日で、任期は令和5年5月4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

よろしくお願ひをいたします。

○本多教育長 駒ヶ根市スポーツ推進審議会の委員ということで8名でございますが、山田委員さんを含めた下3名の方は昨年度までと同様と、上5人は新しい方たちと、所属は変わらないのだけれども委員が替わるということですね。

○宮下社会教育課長 そうですね。西村さんは前年度まで理事という立場で委員になっていただいております。今回はスポーツ協会の会長さんが替わっておりますので、西村さんが会長さんで委員となります。

○本多教育長 御質問等をよろしくお願ひしたいと思います。——よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それではお認めいただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 よろしく願いいたします。

議案第5号 補正予算について

○本多教育長 最後でございます。議案第5号 補正予算について、お願いします。

○赤羽子ども課長 15ページをお開きください。

来週月曜日から始まります駒ヶ根市議会6月定例会であります、その折に教育委員会関連で提案いたします補正予算について説明させていただきます。

まず6番の子ども課で小規模保育施設整備事業であります、こちらのほうは青年海外協力協会——JOCAさんがまちなかに小規模保育所を開設ということに当たり建築、整備等に係る費用を支援するという、国の就学前教育・保育施設整備交付金というのを活用しまして、国が2分の1、市が4分の1ということで、対象経費の半分に当たります5,950万円を国、市のほうは4分の1ですので2,975万円ということで、このたびその合計額を補正するものであります。

これは、市のほうから国へ申請を上げまして、市のほうへ入ってくる金額5,950万円をそのままJOCAさんのほうへ交付し、残りの4分の1については市債と一般財源で賄うものです。

今日の新聞に出ておりましたが、定員18名、未満児専用の保育園になります。

銀座通りの旧松沢矯正歯科さん——銀座通りの南のほうになります。その跡地に建設するものでございます。

続いて15番の小中学校ICT環境整備事業であります、GIGAスクール構想の環境整備に必要な調査を行ってということで、小中学校のネットワークのアセスメントを調査する業務であります。242万円でありまして、こちらのほうは2分の1ですが国の補助金を入れて行うものでございます。

16番、医療的ケア看護職員配置事業であります、これは、4月1日から南小学校のほうへ医療的ケア児を看護するための看護師を配置しておるわけでありましてけれども、このたび国の補助金の内示が出ましたので、それを歳入に計上し歳入の組替えを行うものでございまして、金額としては44万7,000円でございます。

17番は中沢小学校パソコン教室改修事業であります、こちらは、今、中沢小学校のほうで県の伊那養護学校の分教室をやっておるわけでありましてけれども、大分手狭になったということと、これから先、はなももの里分教室のほうに入学し通学する子どもがちょっと増えるのではないかと予想がありまして、小学校のパソコン教室を改修し分教室として使用できるように整備をするものです。設計等の費用の委託料が50万円、工事請負費が350万円の合計400万円を補正するものでございます。

18番は中学校部活動指導員の配置支援事業ということで、こちらのほうも、年度当初に歳出のみを予算化をしてあったものでありますけれども、国の補助金の内示によりまして、歳入の補正と、講師謝礼等は単価が当初の予算と変わってまいりますので、その部分の調整をするものでございます。補正額は、謝礼のほうは4万5,000円、交通費のほうはこれまでみておりませんでしたので9万8,000円ということでございます。

めくっていただきまして、16ページの19番の赤穂中学校プール更新ということで、老朽化

が進んでおります赤穂中学校のプールろ過循環ポンプを更新するというものであります。工事請負費 390 万円を増額するものでございます。

歳入のほうは今説明をさせていただいた国の補助金の歳入の補正であります。

それから、債務負担行為として第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定業務ということで 290 万円があるわけでありまして、こちらのほうは、当初、令和 5 年度で子ども・子育て支援事業計画の策定業務のいろいろなアンケート調査等の調査業務を盛ってあったわけでありまして、この策定業務につきましては 2 年間にわたって行うものでありまして、2 年目も当初の調査業務をやった事業者がその後も引き続いて策定業務をしてもらうほうがどうも効率的、効果的であるということもありまして、令和 6 年度分の債務負担行為を 270 万円設定するところでございます。

繰越明許費につきましては、3 事業、南小学校体育館屋根改修や小学校建設事業の施設改修、南小学校トイレ洋式化という 3 事業を挙げてございます。

以上が補正予算の内容です。

○本多教育長 説明がありました。

補正予算について御質問等ございましたらお願いします。

○赤羽子ども課長 すみません。

16 ページの繰越明許費の真ん中は「小学校建設事業(施設改修)」としか書いてありませんが、これも南小学校でありまして、南小学校のプールのポンプの更新になります。昨年度着手したのですが、いろいろは状況で物が間に合わないということがありまして繰越しをしたものであります。

以上です。

○本多教育長 いかがでしょうか。

○唐澤委員 よろしいですか。

○本多教育長 はい。どうぞ。

○唐澤委員 15 ページの 18 番の中学校部活動指導員に 3 つの部活が書いてあるのですが、ほかの部活などはどういう状況なのですか。

○赤羽子ども課長 そのほかの部活は、これまでどおり教員が顧問としてやっていただけるということでスタートしております。

○唐澤委員 それでは、これからほかの部活もだんだん入ってくるとこのお金も払っていくということなのですね。

○赤羽子ども課長 そうですね。

○本多教育長 全国でもそうですけれども、長野県の市町村教委でも今本当に困っています。国から何か出るなんていうのを待っていたら本当に後手後手になっちゃうから県で独自に出してもらいたいところなのだけでも、まず市町村任せが多くて……。

取りあえず指導員は 3 つの部活ですけれども、今後増えていくという予想です。

○唐澤委員 補正で増えたということで、何か金額の基準があるのですか。

○赤羽子ども課長 1 時間当たり 1,600 円という基準がありまして、それを超す部分があれば市町村の持ち出しです。1,600 円までは国、県———応県の補助で見えてくれるということです。

ですから、県の補助金がこれまでなので市町村もそれまでですとは言えない部分もありますの

で、年度が終わってみて、実際にもっと増えていたとか、そういうことになったときには、ここでいう「特定財源」の下の「一般財源」というところの持ち出しが増えてくるということです。

ただし、身分はきちんと駒ヶ根市の会計年度任用職員として契約を結んで報酬を支払うということになります。単に頼みますよというだけではできませんので、そのところはきちんとやっていきたいと思えます。

○本多教育長 ちょっとつけ足しですが、15ページの一番上、今日の新聞にも出ていたようですけれども、待機児童がいるからJOCAがやるわけではないということです。それはありません。需要があるということですので、御承知おきいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 ありがとうございます。

以上で審議案件のほうは全てお認めいただきました。ありがとうございます。

5 協議事項

なし

6 報告事項

(1) 行事共催号承認申請の専決処分について

○本多教育長 協議事項はございませんので報告事項に移ります。

行事共催等承認申請の専決処分について、お願いします。

○竹田教育総務係 17ページをお願いします。

幾つか説明したいと思えます。

上のほうから、5-020です。「早太郎春まつり」ということです。宮田のFLAT PLUS PLANNINGとって以前光前寺の紅葉のライトアップをしようという計画をしたところですが、今回は春のやつを企画したのですが、やはり周辺のお店との連絡確認が十分ではなかったということで市のほうでこの申請は却下しましたので、それに合わせてこちらのほうも不承認という形にしました。

後援の承認は不承認だったのですが、結局のところ、この後、新聞広告のほうでチラシを入れて対応したということを知っています。

それから、ずっと下へ行きまして5-033「上伊那民主商工会商工フェア」です。こちらのほうですが、今は「協議中」と書いてあります。書類を受け取ったのですが十分整っていなかったのもう一度出し直してくれと言って、今作成していただいております。また書類の整ったところで協議したいと思えます。

それから5-035「おやこ サッカー教室」です。これが前回の山雅のものと同じと似ていまして、こちらのほうはサッカー教室です。

それで、こちらのほうはクラブが行うサッカー教室ということで、クラブへの勧誘ではなくて普及のほうです。サッカーをする子どもたちを増やしたいということで、無料で行っています。前回の山雅のものとはどこが違うかということ、そこが違うところかなというふうに考えています。

それで、前回の山雅の件がありましたので、こちらのほうは教育委員会で検討してから御返事

しますというふうに返してあります。

第1回が今日――5月30日だということなのですが、今日の午前中に電話があったのですが、今日の午後確認してからまた連絡を入れますというふうに言ってあります。こちらについては後で御意見を伺いたいところです。

それから、新規のところでは5-038「ケアを紡いで」上映会」というのがあります。こちらのほうは、若くしてがんで亡くなった看護師さんの実話の映画です。主人公の方の病院の同僚がたまたま松川町の御出身だったということで、その関係者の方々が上伊那南部の市町村に広くこの人の生きざまを知ってほしいという願いを込めて上映会をするのだそうです。

政治性、宗教性、営利性等は認められません。

他の自治体も後援しているようです。

こちらのほうは承認でいいかなというふうに考えております。

5-035についてちょっと意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○本多教育長 資料はありますか。

○竹田教育総務係 あ、持ってきます。

〔資料が届くまでの間、不規則発言多数あり〕

〔資料配付〕

○本多教育長 すみません。これは報告事項ですけれども検討するというので、お願いします。

5-035、ジョイフルサッカークラブの「おやこ サッカー教室」について、いかがでしょうか。

○木下委員 県内各地でやっているのですね。

○竹田教育総務係 そうです。

勧誘ではなくて普及という微妙なところで、無料でやっているというのだけれども、結果として楽しいのだったらこのクラブということも、疑った考え方でいけばそうなのだけれどもというところでは。

主催者の方の願いとしては、サッカーをやることを通してルールを感じる、人との接し方を学ぶ、人として成長する、そういうことを軸にしたいということをお話していました。

○本多教育長 これは初めてですか。

○竹田教育総務係 いいえ。

○本多教育長 前にもあったのですか。

○竹田教育総務係 前にもありました。

○本多教育長 この日だけが無料で、あとは全部有料で、やる気がある人はどうぞという感じなのですか。それとも一年間で何回かは無料でやるのですか。どういうふうなのかわかりません。

○竹田教育総務係 提案を見る限りでは、体験教室は無料のようです。

○本多教育長 年に何回ぐらいあるのですか。これ1回だけですか。

○竹田教育総務係 3回くらいですかね。

○山田委員 体験教室を後援してほしいということですか。

○竹田教育総務係 そうです。親子のサッカー教室を後援してほしいということです。

○木下委員 もう今日からやる予定なのですよ。

○竹田教育総務係 はい。

○唐澤委員 後援がなくてもやるのですよね。

○竹田教育総務係 そうです。

○福澤教育長職務代理者 そうだね。6月6日と13日と20日と書いてある。

○竹田教育総務係 だから、先方さんには去年の途中から審査を一段厳しくしてきっちりともう一回見直しているという話を、1つのクラブの営利に関する事等が感じられるようであれば検討しなきゃいけないというように話してあります。

○福澤教育長職務代理者 そうだなあ……。だけど、これは学校にも関わってくるようになってきますか。

○竹田教育総務係 それは、後援になると学校としてチラシを配布します。

○福澤教育長職務代理者 学校を通して配布……。

○宮下社会教育課長 これは、ただ今日開催のものに対してだけじゃなくて、この先の開催日のものに対してもということなのですか。

○竹田教育総務係 そうですね。1回1回出しているの、今回が過ぎると、あとは6月に3回ほどやるわけですね。

○福澤教育長職務代理者 何とも言えないなあ。

先生が関わるということになると、また話が違うのではないですか。前回もあったように児童玄関に置いておくとか、そういうことがあったよね。先生が配るときには言ってくださいよというような話だったよね。

内容は年少～2年生とか3年～6年生とかあるから……

○木下委員 最初の体験は2・3歳の子からありますよということですかね。

○福澤教育長職務代理者 これは難しいね。

○宮下社会教育課長 教育委員会の場で審査をするに当たって、これは学校でチラシを配るか配らないかという話は別ですよ。後援するかどうかというのは教育委員会の判断をどうするかということですよ。

○本多教育長 そうだね。

○宮下社会教育課長 たまたまうちの場合には後援したものは配りますよという判断をしているということですので、体育施設もそうなのですから、後援してあれば半額にしますよとか、文化センターとかでもありますけれども、じゃあ減免してほしいから後援してほしいというのは違いますよね。その事業が市の趣旨に合っているものであれば後援申請という形になりますけれどもというようなところで、施設の管理者にもその辺の説明が不足している部分があったりするので、そういう説明の仕方はどうなのかということをお願いしてきた経過もあります。

後援するのかどうかということで判断していただければいいのではないかと思います。

○福澤教育長職務代理者 体験会ということだけを考えれば後援してもいいような気がします。お金がかかることはないし、子どもたちが体験するということだからね。

○木下委員 主催者の方もスポーツを通して子どもたちの人格形成をやっていきたいと言っているようなので、そのとおりに通していただけるなら後援してもいいかもしれませんね。

○本多教育長 今までの体験をやっているときにはピラはどうしていたのですか。

○竹田教育総務係 ピラは、同じピラを去年は配っています。

○宮下社会教育課長 今までは承認が出て、今回は承認できないというのも……

○本多教育長 そういうのもおかしいのですよね。

ピラだけ配るのは駄目よと、あとはいいのではないかとか、そういうことは。

○北澤教育次長 承認すればピラは必然的に配ると感じにはなるということです。

○竹田教育総務係 そうです。

松本山雅さんのときにはピラを入れるために後援をお願いしたいと出されたので、それこそピラとスクール生募集が連動してしまって、体験会とか催しのための後援ではなくて、ピラを入れるための後援だと前回も出てきたので、それはもう駄目ですよと。

今回のものは、体験会だから、親子教室だから、無料だからということでもいいのかなとは思いますが、多分、松本山雅さんがこれを知って、これでオーケーとなると、そっちはまた別の問題になってくるかなというところですよ。

○本多教育長 松本山雅との大きな違いは何ですか。

○竹田教育総務係 松本山雅さんはピラを入れるために後援してほしいと申請がありました。

○赤羽子ども課長 やっている内容は同じで、1つの松本山雅というクラブがやるということ。

でも、あのときは何かお金のこともありましたか、松本山雅が営利団体だから……

○竹田教育総務係 そうですね。

松本山雅のものはクラブへの勧誘であって、今回のものはクラブの勧誘ではなくてサッカー教室、普及ですよというところが違います。ですが、一クラブというところが引っかけるところですよ。

○北澤教育次長 後援はするけれどもというふうに判断すれば、ピラとかしおりを送りつけるというのは本来じゃないので、趣旨的には教育委員会としてオーケーだけれども、ピラを配る趣旨ではないですよというふうにしていくかどうかということですね。

だから、ほかの組織も使用料を減免するとかしないとかは各団体で決めるべきで、後援をもって行ってそこにチラシをとると、もうごちゃごちゃになってしまいますね。

○赤羽子ども課長 ピラを配るとするのはこの中にも結構あると思うのですよ。後援を取ってピラを配りたいというのは結構この中にもありますよね。

○北澤教育次長 ピラを配りたいとは言わないけれども、実際にはピラを配っているからね。

○赤羽子ども課長 学校でピラを配りたいから後援を取っているというのはかなりの団体があると思います。

難しいですね。先生方の負担を軽減してもらいたいという要望も結構ありますからね。

○北澤教育次長 どこかの時点で線を引くなら引くで、あまり年度の途中で変わるのもということもあるのですね。

○本多教育長 これでオーケーだと言って、後援したものはみんな先生方を通じてピラを配っているようでもえらくてしょうがないので、後援がここで認められたら、あくまでもピラはあるところへ1週間ほど置いておいて興味、関心のある人はどうぞということでもいいと思うけれどもね。全く興味のない子どもにまで全員に配る必要はないのではないですかね。どこかへ置いておいて好きな人、興味、関心のある人は持って行っていいよということでもいいじゃないですか。

○北澤教育次長 教育委員会として後援はしますけれども、チラシは玄関の横に置いておいたものを持って行ってくださいというふうに決めれば、好きな人は持っていくと。

○本多教育長 3日とか4日とか1週間とか、そういうふうに期間を決めてね。そうしないと学校へはもうしょっちゅういろんなものが来るからね。

それで、いまだに何も許可を得ないで玄関先で配っているのもいるしね。

○北澤教育次長 普及をうたっているのであれば基本的に後援しない理由はないということですね。

○赤羽子ども課長 チラシは玄関に置くということに決めれば後援申請は減るかもしれませんよね。

後援はしてもビラ配りは一切しないというふうな決まりをつくるとか、もう一つは、学校には今「すぐーる」というメール配信システムがあるので、チラシはデータでもらっておいて配るという方法もあるのですけれども、それにしても一定のルールをつくっておかないと何でもかんでも持っていけばいいやという話になるので、そこの2つを整理していきますが、今回の場合は結論を出していかないといけないと思うのですけれどもね。

○本多教育長 後援は特に問題ないと思います。

ビラを配っていいです言ったら全部に配るという発想自体を変えていかなきゃいけないではないかね。全部に配る必要はない、ただごみを増やすだけだと思います。

全校に配ることを求めているのですか。

○竹田教育総務係 玄関置きでいいかどうか確認していきますか。

○本多教育長 それじゃ困ると言われたらどうしますか。

でも、後援は結構なことだけれども、ビラまで全員に強制で配る必要はないので、チラシは所定の場所に置いておくというふうに駒ヶ根市ではやっているのと、それで十分じゃないかな。

○福澤教育長職務代理者 先生には配ってもらいませんよということだよ。

○本多教育長 そうです。

サッカーだけじゃなくていろんなものが来るから、1回だけならいいけれども、そのたびに先生が配るなんて結構面倒くさいなと現場でもさんざん声を聞きました。

○竹田教育総務係 先生方の仕事の負担を減らすという意味でも、これから駒ヶ根市としてはこういうふうにしていきたいということを説明すれば、ああ、それはもっともだというふうに納得していただけると思うので、行事自体は非常に内容的にいいので後援できますが、ビラ配りとは別だという線を引いてしまえばいいですね。

○赤羽子ども課長 事業に後援するかどうかは決めるけれども、ビラを配るのは市の事業ではないということでもいいですかね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）配るのは市の主催する事業のみにして、あとは学校へ何枚か置いて好きな人が取っていったらという方式にしないと、SDGs というのもあるし、環境のこともあるので。

○竹田教育総務係 では、ジョイフルさんのほうにはそのような説明をしておきます。

○本多教育長 今の繰り返しになるけれども、市の事業だったら全員に配るけれども、そうじゃないものについては、後援をするかしないかというのはここで承認されながら決めて、いいことであれば認められていくのだけれども、ビラ配りというのは期間を決めて、1週間なら1週間でもう撤去しますよということ駒ヶ根市ではやるということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 本多教育長 切りがないことだし、SDGsの時代ですから。
- 水野学校教育係長 まねき nekoのものだとか一番下の上映会とか、この辺もチラシを配りたいということですかね。配るとすれば多分全員に配るタイプのものかなと思って見ていたのですけれども。
- 本多教育長 まねき nekoは市の補助事業だよ。
- 北澤教育次長 子育てサークルに入っています。
- 本多教育長 それに企画振興でやっている補助金の部分ですね。
- 水野学校教育係長 一番下のやつとかは、何かこの辺はそういうあれなのかなと思ってちょっと見ていたのですけれども。
- 本多教育長 全員に配らなくてもいいんじゃないのかね。
- 宮下社会教育課長 そういう世代のお母さんたちに伝えたいということですよ。保護者に伝えたいということですよ。
- 水野学校教育係長 保護者に伝えたいから子どもたちに配りたいということですよ。
- 赤羽子ども課長 結構新聞にも出ていましたよ。
- 北澤教育次長 一番下段のものも学校の場所に一定期間置いてほしいと言えば置けばいいですよ。
- 赤羽子ども課長 一番下の「ケアを紡いで」は全校の分を持ってきましたか。
- 竹田教育総務係 いいえ。持ってきていません。多分そこまでの団体の強さはないと思います。
- 水野学校教育係長 学校の配り物については学校の取りまとめがないのであればそれなりという話はしていたので、ちょっとその辺は先生たちと話をしてみます。
- 本多教育長 長時間にわたりありがとうございました。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

7 その他

(1) 子育てサポーター養成講座について

- 本多教育長 それではその他に移ります。
子育てサポーター養成講座について、お願いします。
- 赤羽子ども課長 18ページであります。
子育てサポーター養成講座を今年も開催していきたいと思っております。
全部で7回の講座を行います。
ファミリーサポートセンターで御活躍をいただくための基礎的なこととか、あるいは子どもの心理のことや応急措置等々を学べるものでございます。
定員は10名程度で、20歳以上の方で、参加資格は特にありません。
これまでもこの講座を卒業された方がファミリーサポートセンターの事業に御参加いただいておりますので、またぜひ大勢の方に来てもらいたいと思って開催するものであります。
よろしくをお願いします。

○本多教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(2) 主幹指導主事学校訪問について

○本多教育長 主幹主事の学校訪問について、お願いします。

○竹田教育総務係 お願いします。

20ページです。

今年の学校訪問が19日から26日まであります。

各学校の予定は記載のとおりです。

訪問時間と教育委員の皆さんのいらっしゃる時間がちょっとずれております。教室を回って授業を見て施設を確認した後、面談の時間は教育委員の方にはお帰りいただいてということなので、大体2時間ほどの滞在時間があります。

それから、食事の時間ですが、東中だけは今年も給食を食べてほしいということで、教育委員の皆さんは早く来てくださいというふうに要請が来ております。

今日、通知等を全部入れてありますが、もしこの中で御都合の悪い日があれば私のほうにお伝えいただければ、私のほうでまとめて学校のほうに連絡したいと思っておりますので、また今週中くらいに予定を見て私のほうに御回答ください。

以上です。

○本多教育長 4日間お世話になりますが、現時点でもう給食は無理だという方がおられますか。

○福澤教育長職務代理者 俺はちょっと無理だ。始まる時間までに行きます。何時かな。

○竹田教育総務係 東中は、12時5分までに来ていただいて、12時15分から50分まで主幹の先生と一緒に給食を食べていただき、その後、学校の訪問が始まるということらしいです。

○福澤教育長職務代理者 給食を食べない人は1時頃に行けばいいということですね。

○竹田教育総務係 そうですね。細かい日程はそこに入っております。

○本多教育長 お世話になります。よろしくお願いします。

では、以上で予定していた内容は終了しましたが、そのほかにはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

8 閉会

○本多教育長 それでは、以上で令和5年駒ヶ根市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。
長時間ありがとうございました。

午後3時15分 閉会

駒ヶ根市教育委員会会議規則第25条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

駒ヶ根市教育委員会

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員
